

# はありませんか？

## 納税推進強調月間です

国民健康保険税を除いて、ほとんどの税金の最終納期が過ぎていきますので、町税の年内完納にご理解をお願いいたします。

なお、未納者には電話や文書による催告のほか、徴収職員が各戸訪問しますので、納税にご協力ください。

憲法にも規定されているように、『納税』は国民の『三大義務』のひとつです。

税金は、私たちの生活する上で欠くことのできない道路や学校など、多くのものに活かされており、共同社会を支える貴重な財源であり、税の収入が落ち込むと、町民みなさんからの多種多様な要望や施策の実現が困難になります。

町税の滞納の要因としては景気の低迷そのひとつと考えられています。これは奥尻町に限ったことではありません。

『景気が悪いから……』『売上が減ったから……』『仕事がないから……』『漁がなくて……』『景気が良くなったら納める』『漁があったら納める』『あの人が納めていないから私も納

めない』などと言う方も一部にいますが、決してそういう理由は許されるものではありません。

憲法に定められた納税義務を果たし、その上で権利を主張することこそが、民主主義

共同社会の基本です。

大多数の優良納税者が、一部の滞納者によって不利益を被ることは、決して許されることではないのです。

共同社会の基本原則を忘れずに、毎月の必要経費の中に「税金」を含め、計画的な納税をお願いします。

平成18年度 現年分収納率	
町・道民税	98.83%
固定資産税	96.36%
軽自動車税	98.75%
国民健康保険税	91.62%

### 12月の納税 お早めに

### 9日に 納税相談窓口

今月は、『町・道民税第4期と国民健康保険税第7期』

の納める月です。

町役場及び青苗支所では、

12月28日(金)まで業務を行っています。

12月25日(火)までに納めていた

金融機関の利用者はなるべく

12月25日(火)までに納めていた

12月25日(火)までに納めていた

## 12月は道税も

## 納税推進強調月間です。

北海道では12月を『道税の納税推進強調月間』として、

滞納整理を実施します。

道税は、北海道が様々な仕事を行うための貴重な財源です。

13日(木)午後8時まで、檜山支庁税務課で開設します。

また、夜間納税窓口を12月13日(木)午後8時まで、檜山支庁税務課で開設します。

なお、納税についての相談は檜山支庁税務課納税係(☎0139-5216473)へお問い合わせください。

現年度の未納者・滞納者で、

普段仕事などで役場に足を運べない方、留守がちで訪問し

てもなかなか会えない方などのために、12月9日(日)に役場

住民課と役場青苗支所で「納税相談窓口」を開設します。

開設時間は、午前9時から午後4時までです。

町税や各種使用料の納付や納税相談などに利用してください。

# 税

はの  
国民義務  
納国義  
税務です

# 納め忘れ

## 12月は町税の



### 税の書道展開かれる

11月11日から17日までの「税を考える週間」行事の 일환として「小学生の税の書道展」が海洋研修センターで開催されました。

この書道展は、税の意義を子どもたちに学んでもらおう

と、奥尻町租税教育推進協議会（会長・四辻順一奥尻中学校長）と江差税務署が共催して毎年開催しているもので、町内各小学校児童から107点の出品が寄せられました。

このうち、次の4名の児童が入賞しましたのでご紹介します。

- 【金賞】 鬼塚 美咲さん（宮小4年）
- 【銀賞】 泉澤 彩夏さん（青小5年）
- 【銅賞】 坂本 有希さん（青小4年）

### ぜひご利用を

## 納税に便利な口座振替

#### 口座振替とは

町税・国民健康保険税・各種使用料などが、あなたの預金口座から自動的に納入される方法です。

この方法には、次のような利点があります。

- ▼ 納入のためにわざわざ出かける必要がありません。
- ▼ うっかり納入期限を忘れてしまうことがなくなります。
- ▼ 口座振替でないといつの間にか滞納となってしまうので

納入に苦心することもなくなります。

※納期限とは別に、分割で口座振替もご利用できます。

#### 口座振替 できるものは

町・道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料（公営住宅）、保育料、水道使用料、下水道使用料、介護保険料などです。

#### 取り扱う 金融機関は

江差信用金庫奥尻支店、ひやま漁業協同組合奥尻支所、奥尻・青苗郵便局です。

#### 申込み手続きは

取扱金融機関、または役場住民課、青苗支所で、預金通帳使用の印鑑を持参して手続きをしてください。

### 税務担当者からのお願い

平成19年中に、家屋（倉庫等を含む）の新築・増築、また、取り壊しをされた方は、来年度の固定資産評価額が変わりますので、忘れずに12月末日までに役場住民課税務保険係（☎2-3407）へご連絡くださるようお願いいたします。

とくに、家屋の取り壊しをされた方は、届出がないといつまでも課税されることとなりますのでご注意ください。

税金について詳しくは  
役場住民課税務保険係  
（☎2-3407）へ  
お問い合わせください